

使用上の遵守事項

- 1 体育施設を使用目的以外の目的に使用しないこと。
- 2 使用者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- 3 使用の許可を受けた時間を厳守すること。
- 4 それぞれの体育施設の使用に適した服装とし、専用の用具を使用すること。
- 5 東体育館、西体育館、北体育館、弓道場及び屋外プールには、土足で入らないこと。
- 6 火気を使用しないこと。
- 7 指定の場所以外の場所で飲食及び喫煙をしないこと。
- 8 指定の場所以外の場所に掲示及びはり紙をしないこと。
- 9 使用の許可を得ていない場所及び備品を使用しないこと。
- 10 体育施設の施設、設備又は備品を破損した場合は、速やかに学生生活支援グループに連絡し、その指示に従うこと。
- 11 体育施設を使用後は、清掃するとともに備品を整理・整頓し、消灯及び戸締まりを行うこと。
- 12 使用者が使用上の遵守事項に違反したときは、使用許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は事後の使用を許可しないことがある。
- 13 使用者は、故意又は重大な過失により、体育施設の施設、設備又は備品に滅失又はき損等の損害を与えたときは、その原状を回復し、又はその損害を弁償しなければなら
- 14 本学において公務上必要を生じたときは、体育施設の全部又は一部の使用を取り消すことがある。
- 15 その他、職員の指示事項を遵守する